

鶴ヶ島市教育大綱

平成28年2月

鶴ヶ島市

策定の趣旨

地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化等を図るため、平成27年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

この改正により、すべての地方公共団体に総合教育会議を設けることとなりました。総合教育会議は、市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図ることで地域の教育課題や教育政策の方向性を共有し、より一層市民の意見を反映した教育行政を推進していくことをねらいとするものです。

本市においても、総合教育会議を設置し、本市の教育の根本的な方針となる教育大綱について協議を行いました。その内容を踏まえ、鶴ヶ島市教育大綱を策定するものです。

位置付け

鶴ヶ島市教育大綱は、本市の教育の基本理念や基本方針を掲げたものです。この内容を第5次鶴ヶ島市総合計画「後期基本計画」の教育分野の施策や「第2期鶴ヶ島市教育振興基本計画」に反映し、教育の振興に取り組みます。

期 間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

1 基本理念

教育は、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。同時に教育は、社会の構成員の一人として公共の精神を基盤にした、民主的な国家及び社会の形成者たる国民を育成するという使命を担っています。さらに、広く先人や郷土の歴史の中で継承されてきた文化・文明を教育の営みを通じて次代に伝え、より豊かなものへと発展させていくことを目指していくものです。

こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものであると考えます。このことを踏まえ、地域ぐるみで教育を進める鶴ヶ島を目指して教育行政を推進します。

2 基本方針

基本理念を踏まえて、基本目標の実現に向け、施策を実施していくに当たっては、次の3つの方針を重視して取り組みます。

- ◆社会に出て自立していける子どもを育てる
- ◆地域ぐるみで子どもを育てる
- ◆人が学び、人が生きる社会を支える

3 7つの基本目標

【基本目標1】 確かな学力と自立する力を育む教育の充実

主体的に学ぶ姿勢、基礎学力の定着、社会に参画する意欲、望ましい勤労観・職業観の醸成などによって、子どもたちの確かな学力と自立する力を育みます。

【基本目標2】 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

健康で安全な生活を営む資質と能力を身に付けるための体験活動や体力向上などの取組によって、子どもたちの豊かな心と健やかな体を育みます。

【基本目標3】 質の高い学校運営の推進

教員の資質向上と質の高い教育活動によって、子どもたちの生きる力を育成します。

【基本目標4】 学習環境の整備と地域連携の充実

学習環境の整備とともに、学校・家庭・地域社会の一層の協力体制を整備することによって、子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるようにします。

【基本目標5】 地域と家庭の教育力の向上

子どもを支え育む地域づくりを促進するとともに、親としての成長を支援することによって、子どもたちが健やかに成長していくようにします。

【基本目標6】 生涯学習・スポーツの振興

生涯にわたって多様な学習、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる機会を提供し、充実した生活を送ることができるようにします。

【基本目標7】 歴史・文化の継承と芸術の振興

市の歴史や文化芸術活動に親しむことによって、郷土意識を深め、心豊かな生活を送ることができるようにします。